

# 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

本規約は、株式会社ジールネット(以下「当社」と称します。)の管理するレンタカー(以下「シェアカー」という)の貸渡に関するサービスの提供(以下「本サービス」という)に関する基本的事項を定めるものとします。

### 第2条(運営)

当社は、当社が管理運営するものとし、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局長陸運事務局長、以下同じ)より許可を受けている保管場所営業所(以下「ステーション」という)において車両を貸渡すものとします。

### 第3条(条件の変更)

利用条件の設定および変更等をおこなうことができるものとし、変更のあった場合は、会員に対し遅滞なく通知するものとします。

## 第2章 会員資格

### 第4条(会員の種類)

会員は、個人会員及び法人会員から構成されるものとします。

### 第5条(会員資格条件)

1. 会員資格を次のとおりとします。
  - (1) 個人会員資格は満20歳以上かつ普通自動車運転免許を保有している方  
ただし、成年被後見人、暴力団等の反社会的団体の構成員及びその関係者、その他当社が不適当と認める者を除く
  - (2) 法人会員は個人以外の企業、団体等  
ただし、暴力団、反社会的団体その他当社が不適当と認める法人を除く
2. 会員資格は、会員契約成立の日に効力を発し、本規約に従い退会又は取り消しの日まで有効とします。

### 第6条(入会手続き)

1. 入会を希望するものは、当社が別途定める方法にて入会を申込みものとします。
2. 当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
  - (1) シェアカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき
  - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき
  - (3) 当社の入会申込の際の申告事項の補正の求めに応じないとき
  - (4) 入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジット会社により無効とされているとき
  - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
  - (6) 当社が会員として不適格と判断したとき
3. 当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第286号平成18年3月30日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に必要な事項を記載するため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写を求め、会員はこれに同意するものとします。なお、入会申込の際に入会申込者が当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。

### 第7条(登録情報の変更)

1. 会員は、運転免許証の更新、住居の移転その他当社に届け出た事項に変更が生じたときは、その旨を直ちに当社に届出るものとします。
2. 前項の届出が行われなかったとき、または遅滞した、あるいは不備であったために、当社からの連絡、通知、請求等が会員に到達しなかった場合、又は延着した場合、会員または登録運転者に不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第8条(資格停止、取消等)

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。
  - (1) シェアカーの運転に必要な運転免許資格を喪失したとき
  - (2) 当社に対する申込内容若しくは届出内容に虚偽の事項があったとき
  - (3) 会員情報変更の届出が行われなかったとき、または遅滞したとき
  - (4) 本サービス利用料その他の金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき
  - (5) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき
  - (6) シェアカーの予約時、貸渡契約の終了時に、会員の指定したクレジットカードの与信枠が不足していたとき
  - (7) 差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき
  - (8) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき
  - (9) 解散を決議し又は任意整理手続を開始したとき
  - (10) 自ら搬出し、引受を為し又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (11) 他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(シェアカーの車内での喫煙、物品等の放置、車両汚損等を含む)を行ったと当社が判断したとき
  - (12) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付したとき、その他法令に違反する行為をしたとき
  - (13) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
  - (14) 死亡又は行方不明となったとき
  - (15) 当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到達しないとき又は当社からの通知の受取を拒否したとき
  - (16) 本規約に違反があったとき
  - (17) 当社がシェアカーを貸渡すのを不相当と認める事由が生じたとき
2. 期限の利益を喪失し、当該時点で発生している本サービス利用料及びその他の債務を当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。なお、前条により会員が退会した場合においても同様とします。
3. 会員が会員資格を停止された場合、当社は、当社が指定する期間中、当該会員は、本サービスを利用することができないものとします。
4. 当社は、会員資格の停止又は取消以前になされた予約について取消することができます。



#### 第9条(退会)

会員は運営会社に対し当社が別途定める方法により当社へ届け出るとともに、速やかに会員証を返却するものとします。この場合、会員の退会時までに発生している、当社が別途定める本サービス利用料の支払いその他の未履行債務は退会の日より1ヶ月以内に支払うものとします。また、前条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

#### 第10条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、当社の許可を得た場合を除き会員たる地位を譲渡することはできません。

### 第3章 貸渡

#### 第11条(貸渡)

当社は、地方運輸局運輸支局長より許可を受け又は届出ている貸渡約款の定めるところにより、シェアカーを会員に貸し渡すものとします。なお、貸渡約款および本約款ならびに細則に定めない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

#### 第12条(決済)

1. 会員は、本サービス利用料、及び本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社に届け出たクレジットカード、コンビニエンスストア支払い、ペイジー決済のいずれかの方法により支払うものとします。ただし、当社が特に必要と認めた場合に限り指定口座振替その他の方法により支払うことを認めます。
2. 会員とクレジットカード会社の間において、本サービス利用料の支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本規約の定めるところにより本サービスの提供の中断、利用の停止がなされた場合であっても、既発生の利用料等は免除されないものとします。
4. 本サービス使用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が発生した場合は、その後の完済の有無に拘らず、当社は、当該会員の会員資格の停止又は取消を行うことができるものとします。

#### 第13条

会員は、本サービスの利用にあたり、車内に配置するアイドリングストップ及びエコドライブに関する手引きに従いエコ運転に努めるものとします。

### 第4章 雑則

#### 第14条(ペットの乗車)

1. 会員はペットを乗車させるときは、事前に当社の許可を得たうえで以下の各号を遵守するものとする。
  - (1) 同乗するペットは、ケージに入れて乗車させること
  - (2) 排泄による汚れ、汚物臭を防ぐ手段を講ずること
  - (3) ペットが乗車する時は、外で足を洗い(又は拭き)乗車すること
  - (4) ペットの車酔いに配慮し、ゆっくり運転・休憩を心がけること
  - (5) 車内の備品、設備等をペットが破損(噛んだり・爪でひっかく)する事がないように管理すること
  - (6) 就寝時にはゲージ、又はペット用キャリーバックを利用すること
  - (7) 飼い主としての一般的なマナーを遵守すること

#### 第15条(注意・禁止事項)

貸渡すシェアカーがキャンピングカーの場合は、利用期間中以下の各号を遵守するものとします。

- (1) ベース車両の運転席助手席とエントランス以外のスペースには土足で立ち入らないこと
- (2) 運行時は乗車用の座席に着席し、シートベルトを着用すること
- (3) パーベキューや焼肉など汚れや匂いが発生するものは車外で調理すること

#### 第16条(営業的利用の禁止)

会員はシェアカーを自己の営業のために利用してはならないものとします。

#### 第17条(相殺)

当社は、本約款その他の取引に基づき会員に対し金銭債務を負担するときは、会員が当社に対し負担する本サービス利用料その他の金銭債務といつても相殺することができるものとします。

#### 第18条(事業の中止、廃止)

1. 当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済情勢の急変、会員の著しい減少等やむを得ない事由により本サービスの運営に支障を生じた場合、本サービスの中止又は廃止をすることができるものとします。
2. 前項の場合、会員は、運営会社に対し、補償その他の請求、異議申し立てをすることができません。
3. 前項の規定にかかわらず、第一項の場合、運営会社は、会員に対し年会費に、運営会社の定める一定比率を乗じた額を補償するものとします。

#### 第19条(規約の改定)

当社は、本規約を変更する場合は、変更日の14日前までに会員に対し告知するものとします。

#### 第20条(管轄裁判所)

本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当社の本店を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条(附則)

本規約は、令和3年4月1日から施行します。

